



【離婚時の年金分割、知っておきたいポイント】

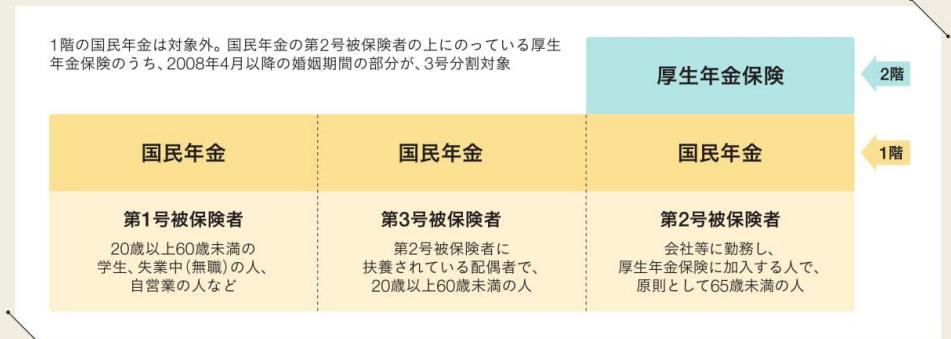
POINT1 離婚分割手続きの期限は、原則として離婚した日の翌日から2年

POINT2 年金分割とは、婚姻期間中の厚生年金の記録を夫婦間で分割すること

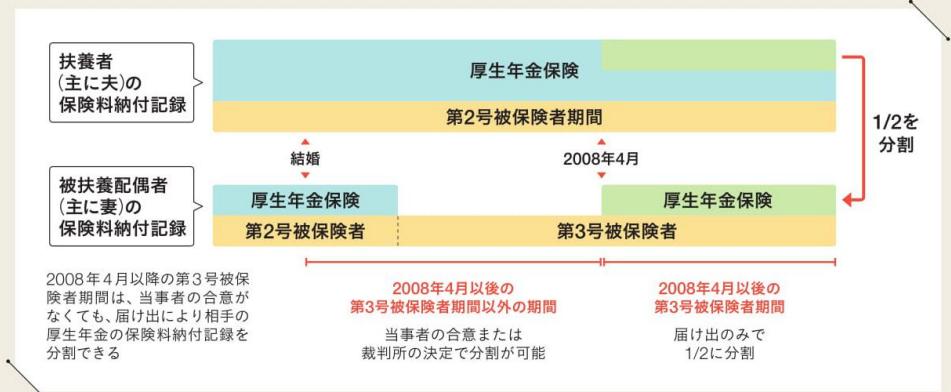
POINT3 年金分割は
2種類

3号分割 ➡ 3号だった人の届け出だけで半分に分割(2008年4月以降の3号期間)
合意分割 ➡ 夫婦とも厚生年金に加入していた期間や、2008年3月以前の3号期間は分割割合の合意、または裁判所の決定が必要

【公的年金制度の仕組みと3号分割の対象】



【離婚時の第3号被保険者期間の厚生年金の分割(例)】



【離婚等に伴う年金分割の状況】

厚生年金保険(第1号) 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数(件)	離婚分割	3号分割のみ	参考:離婚件数(組)
2013年度	21,519	19,663	1,856	234,341
2014年度	22,468	19,980	2,488	228,435
2015年度	27,149	23,448	3,701	228,879
2016年度	26,682	21,946	4,736	219,351
2017年度	26,063	20,479	5,584	214,069

出典:平成29年度厚生年金保険・国民年金事業年報

第3号被保険者も 保険料を負担している?

今月は、国民年金の第3号被保険者と夫が負担している厚生年金保険料の離婚時の関係についてご説明します。



淳子 それで第3号は、保険料を負担していないということで不公平を感じる人がいるんですね。

横山 そういう声もあるようですよ。

淳子 え、どんな仕組みですか?

横山 離婚したときに厚生年金の加入記録を分割する仕組みが2つあります。1つは夫婦とも厚生年金に加入していた期間の分割、もう1つはいずれかが第3号だった場合の期間の分割です。

淳子 ということは、夫の厚生年金保険料の半分は、私が負担したことになるんですね。

横山 そうですね。毎月の給与だけでなく賞与も対象です。ただし、負担したものとみなした期間の分割は、離婚した場合のみです。



横山玲子
社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所代表。
ホームページ <https://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor